

被収容者の作業に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 江 田 五 月

受刑者等の作業に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 作業の種類，作業を行わない日及び作業時間（第3条―第5条）

第3章 社会貢献作業（第6条―第7条）

第4章 職業訓練（第8条―第18条）

第5章 外部通勤作業（第19条―第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、受刑者等の作業の種類，作業を行わない日及び作業時間，職業訓練並びに外部通勤作業に関し必要な事項（刑務作業の事務の取扱いに関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3332号大臣訓令）に定める事項を除く。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 作業の種類，作業を行わない日及び作業時間

（作業の種類）

第3条 作業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 生産作業（物品を製作する作業及び労務を提供する作業（第2号から第4号までに掲げる作業を除く。）をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 社会貢献作業（労務を提供する作業であって、社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認めるものをいう。以下同じ。）
- (3) 自営作業（刑事施設における炊事，清掃，介助，理髪，指導補助その他の経理作業及び矯正施設の建物の修繕その他の営繕作業をいう。以下この条において同じ。）

(4) 職業訓練(法第94条第2項の規定により作業として実施する訓練をいう。以下同じ。)

2 生産作業の業種は、次のとおりとする。

- (1) 木工
- (2) 印刷
- (3) 洋裁
- (4) 金属
- (5) 革工
- (6) 農業
- (7) その他の生産作業

3 生産作業及び自営作業の職種は、矯正局長が定める。

(作業時間等の告知)

第4条 刑事施設の長は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。)第47条第2項(規則第96条において準用する場合を含む。)の規定により1日につき8時間を超えて作業及び矯正指導を行う場合には、その対象となる受刑者及び労役場留置者に対し、あらかじめその旨を告知するものとする。

(作業を行わない日)

第5条 規則第19条第2項第3号(規則第96条において準用する場合を含む。)に掲げる日は、8月13日から同月15日までとする。ただし、8月13日が日曜日の場合は8月14日から同月16日までとし、8月13日から同月15日までのいずれかの日が土曜日である場合は8月13日から同月17日までの土曜日及び日曜日を除く日とする。

2 刑事施設の長は、矯正処遇等の実施上又は刑事施設の管理運営上必要と認められる場合には、あらかじめ当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長の認可を受けて、前項の日を他の適当な日に代えることができる。

3 刑事施設(次に掲げるものを除く。)の長は、規則第19条第2項第4号の規定により作業を行わない日を定める場合には、1月につき2日の範囲内でこれを定めるものとする。

- (1) 喜連川社会復帰促進センター
- (2) 播磨社会復帰促進センター
- (3) 島根あさひ社会復帰促進センター
- (4) 美祢社会復帰促進センター

4 刑事施設の長は、規則第46条第3項又は第4項(これらの規定を規則第96条において準用する場合を含む。)の規定により作業を行わない日を定める場合には、できる限り、作業を行う日が連続して10日を超えないように配慮しなければならない。

第3章 社会貢献作業

(社会貢献作業の業種等)

第6条 社会貢献作業の業種及び職種は、生産作業に準ずる。

(矯正局長の認可)

第7条 刑事施設の長は、新しい社会貢献作業に係る作業契約を締結する場合には、矯正局長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可に関する手続きについては、矯正局長が定める。

第4章 職業訓練

(職業訓練の種類)

第8条 職業訓練の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専門職業訓練（職業に関する免許若しくは資格の取得又は高度な職業的知識及び技能を習得させる職業訓練をいう。以下同じ。）
- (2) 標準職業訓練（職業的知識及び技能を習得させる職業訓練をいう。以下同じ。）

2 専門職業訓練の種目は、次のとおりとする。

- (1) 矯正局長が定める職業訓練基準の種目
- (2) 関係行政機関から養成施設として指定を受けた種目
- (3) 前2号の種目以外で刑事施設の長が特に必要と認める種目

3 標準職業訓練の種目は、前項第1号に掲げる種目のほか、刑事施設の長が必要と認める種目とする。

(職業訓練の方法)

第9条 職業訓練の方法は、次のとおりとする。

- (1) 総合訓練（刑事施設に現に収容されている受刑者に加え、当該刑事施設以外の刑事施設に収容されていた受刑者を移送により受け入れて行う専門職業訓練をいう。以下同じ。）
 - (2) 集合訓練（刑事施設に現に収容されている受刑者に加え、主として、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の管轄区域内にある他の刑事施設（以下この条において「管内他施設」という。）に収容されていた受刑者を移送により受け入れて行う職業訓練をいう。以下同じ。）
 - (3) 自庁訓練（刑事施設に現に収容されている受刑者に対し行う職業訓練をいう。以下同じ。）
- 2 総合訓練を行う刑事施設（以下この条において「総合訓練施設」という。）は、矯正局長が指定する。
- 3 総合訓練施設の長は、総合訓練を行う受刑者（以下この条において「総合訓練生」という。）を選定する場合には、他の刑事施設の長に対し、総合訓練生の候補者の選定を要請するものとする。
- 4 集合訓練を行う刑事施設（以下この条において「集合訓練施設」という。）の長は、集合訓練を行う受刑者（以下この条において「集合訓練生」という。）を選定する場合には、管内他施設の長に対し、集合訓練生の候補者の選定を要請するものとする。ただし、集合訓練生を確保するため必要があると認めるときは、管内他施設以外の刑事施設の長に対し、集合訓練生の候補者の選定を要請することができる。

5 前2項の要請を受けた刑事施設の長は、総合訓練生又は集合訓練生の候補者がいるときは、これを通知するものとする。

6 集合訓練施設の長は、管内他施設以外の刑事施設に収容されている受刑者を集合訓練生に選定する場合には、当該受刑者が収容されている刑事施設の長と協議するものとする。
(矯正局長の認可)

第10条 刑事施設の長は、新しい種目の職業訓練を開始する場合若しくは従前実施していた種目の職業訓練を今後行わないこととする場合又は現に実施している職業訓練を途中で取りやめる場合には、矯正局長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可に関する手続については、矯正局長が定める。
(訓練生の選定基準)

第11条 刑事施設の長は、次の各号のいずれにも該当する受刑者の中から職業訓練を受ける者(以下「訓練生」という。)を選定するものとする。

- (1) 職業訓練を受けることを希望していること。
- (2) 残刑期が職業訓練に必要な期間を超えていること。
- (3) 職業訓練に堪えられる健康状態にあること。
- (4) 受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること。
- (5) 適性検査の結果、職業訓練に必要な適性があると認められること。
- (6) 受験しようとする免許又は資格の受験資格を有していること(専門職業訓練を行う者に限る。)

(訓練生の除外基準)

第12条 刑事施設の長は、訓練生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職業訓練を行わせないことができる。

- (1) 精神又は身体の障害により職業訓練を行うことが困難となったとき。
- (2) 反則行為その他の改善更生の意欲が欠如していると認められる行為があったとき。
- (3) 職業訓練に必要な適性がないことが判明したとき。
- (4) その他職業訓練を行うことが不適当な事由があるとき。

(職業訓練の実施)

第13条 刑事施設の長は、職業訓練を実施する場合には、あらかじめ職業訓練計画(別記様式第1号)を作成するものとする。

2 職業訓練の実施は、職業訓練命令によるものとする。

3 職業訓練命令は、職業訓練命令書(別記様式第2号)により行うものとする。

4 刑事施設の長は、職業訓練を実施するため必要があると認める場合には、その職員以外の者を職業訓練の講師として委嘱することができる。

(職業訓練の評価)

第14条 刑事施設の長は、受刑者に職業訓練を行わせた場合には、その終了時に、その成績及び受講態度の評価を行うものとする。

2 前項の評価の方法については、矯正局長が定める。

(修了証書の授与等)

第15条 刑事施設の長は、職業訓練を修了させることが相当であると認めるときは、訓練生に対し、修了証書を授与する。ただし、刑事施設以外の公私の団体に委託して職業訓練を行う場合において、当該団体が当該職業訓練の修了を認定するときは、この限りでない。

2 刑事施設の長は、職業訓練の成績が優秀である訓練生を表彰することができる。

(資格取得の援助)

第16条 刑事施設の長は、訓練生又は職業訓練を修了した者が職業訓練に係る資格を取得するため試験を受けることを申し出た場合には、必要に応じ、援助を与えるものとする。

(技能訓練所の名称の使用)

第17条 職業訓練を実施する刑事施設は、第13条に規定する修了証書を授与する場合その他必要がある場合には、別表に定める名称を使用することができる。

(帳簿)

第18条 刑事施設の長は、職業訓練を実施する場合には、職業訓練日誌、職業訓練生名簿、職業訓練予定及び実施表並びに職業訓練時間割表に所要の事項を記録するものとする。ただし、刑事施設以外の公私の団体に委託して職業訓練を行う場合において、当該団体が職業訓練予定及び実施表及び職業訓練時間割表を作成するときは、職業訓練日誌及び職業訓練生名簿に所要の事項を記録すれば足りる。

2 前項に規定する帳簿の様式は、矯正局長が定める。

第5章 外部通勤作業の実施

(外部事業所の認可)

第19条 刑事施設の長は、外部通勤作業を行わせる場合には、外部事業所を選定するものとする。

2 刑事施設の長は、外部事業所を新たに選定する場合又はその選定を取りやめる場合には、矯正局長の認可を受けなければならない。

3 前項の認可に関する手続については、矯正局長が定める。

(外部通勤者の選定基準)

第20条 刑事施設の長は、次の各号のいずれにも該当する受刑者の中から外部通勤作業を行わせる者（次条において「外部通勤者」という。）を選定するものとする。

- (1) 外部通勤作業を行うことを希望していること。
- (2) 外部通勤作業に堪えられる健康状態にあること。
- (3) 受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること。
- (4) 外部通勤作業に必要な適性があると認められること。

(外部通勤者に対する指導)

第21条 刑事施設の長は、外部通勤者を選定した場合には、その者に対し、外部通勤作業

を行わせる前に、次に掲げる事項について指導を行うものとする。

- (1) 外部通勤作業の目的及び趣旨
- (2) 特別遵守事項の内容
- (3) 外部事業所における従業員との対応要領
- (4) 通勤途中における交通事故その他緊急時の対処方法
- (5) その他外部通勤作業の実施に必要な事項
(特別遵守事項)

第22条 法第96条第4項の規定による特別遵守事項の告知は、書面で行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、既決法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。
- 2 在監者の作業時間を定める訓令（昭和61年法務省矯作訓第534号大臣訓令）、技能訓練所の名称を指定する訓令（平成11年法務省矯作訓第2111号大臣訓令）、在監者の免業に関する訓令（平成12年法務省矯作訓第2121号大臣訓令）及び受刑者職業訓練規則（平成13年法務省矯総訓第497号大臣訓令）は、廃止する。

附 則〔平成19. 5. 30矯総訓3361〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成20. 7. 31矯成訓4635〕

この訓令は平成20年10月1日から施行する。

附 則〔平成23. 6. 10矯成訓3402〕

この訓令は平成23年6月10日から施行する。

附 則〔平成29. 3. 27矯成訓1〕

この訓令は平成29年4月1日から施行する。

附 則〔平成30. 2. 14矯成訓1〕

この訓令は平成30年4月1日から施行する。

附 則〔平成31. 3. 29矯成訓4〕

この訓令は平成31年4月1日から施行する。

別表

施設	名称
札幌刑務所	札幌職業能力訓練センター
札幌刑務支所	札幌第2職業能力訓練センター
旭川刑務所	旭川職業能力訓練センター
帯広刑務所	帯広職業能力訓練センター
釧路刑務支所	釧路職業能力訓練センター
網走刑務所	網走職業能力訓練センター
月形刑務所	樺戸職業能力訓練センター
函館少年刑務所	函館職業能力訓練センター
青森刑務所	青森職業能力訓練センター
宮城刑務所	仙台職業能力訓練センター
秋田刑務所	秋田職業能力訓練センター
山形刑務所	山形職業能力訓練センター
福島刑務所	福島職業能力訓練センター
福島刑務支所	福島第2職業能力訓練センター
盛岡少年刑務所	盛岡職業能力訓練センター
水戸刑務所	ひたちなか職業能力訓練センター
栃木刑務所	栃木職業能力訓練センター 栃木美容専門学校
黒羽刑務所	大田原職業能力訓練センター
喜連川社会復帰促進センター	さくら職業能力訓練センター
前橋刑務所	前橋職業能力訓練センター
千葉刑務所	千葉職業能力訓練センター
市原刑務所	市原職業能力訓練センター
東日本成人矯正医療センター	昭島職業能力訓練センター
府中刑務所	府中職業能力訓練センター
横浜刑務所	横浜職業能力訓練センター
横須賀刑務支所	横須賀職業能力訓練センター
新潟刑務所	新潟職業能力訓練センター
甲府刑務所	甲府職業能力訓練センター
長野刑務所	須坂職業能力訓練センター
静岡刑務所	静岡職業能力訓練センター
川越少年刑務所	川越職業能力訓練センター

松本少年刑務所	松本職業能力訓練センター
東京拘置所	葛飾職業能力訓練センター
富山刑務所	富山職業能力訓練センター
金沢刑務所	金沢職業能力訓練センター
福井刑務所	福井職業能力訓練センター
岐阜刑務所	岐阜職業能力訓練センター
笠松刑務所	羽島職業能力訓練センター
岡崎医療刑務所	岡崎職業能力訓練センター
名古屋刑務所	みよし職業能力訓練センター
豊橋刑務支所	豊橋職業能力訓練センター
三重刑務所	津職業能力訓練センター
名古屋拘置所	名古屋東職業能力訓練センター
滋賀刑務所	大津職業能力訓練センター
京都刑務所	京都北職業能力訓練センター
大阪刑務所	堺職業能力訓練センター
神戸刑務所	明石職業能力訓練センター
加古川刑務所	加古川西職業能力訓練センター
播磨社会復帰促進センター	加古川南職業能力訓練センター
和歌山刑務所	和歌山職業能力訓練センター
姫路少年刑務所	姫路職業能力訓練センター
京都拘置所	京都南職業能力訓練センター
大阪拘置所	大阪職業能力訓練センター
鳥取刑務所	鳥取職業能力訓練センター
松江刑務所	松江職業能力訓練センター
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田職業能力訓練センター
岡山刑務所	岡山職業能力訓練センター
広島刑務所	広島職業能力訓練センター
尾道刑務支所	尾道職業能力訓練センター
山口刑務所	山口職業能力訓練センター
岩国刑務所	岩国職業能力訓練センター
美祢社会復帰促進センター	美祢職業能力訓練センター
徳島刑務所	徳島職業能力訓練センター
高松刑務所	高松職業能力訓練センター
松山刑務所	東温職業能力訓練センター
高知刑務所	高知職業能力訓練センター

北九州医療刑務所	北九州職業能力訓練センター
福岡刑務所	糟屋職業能力訓練センター
麓刑務所	鳥栖職業能力訓練センター
長崎刑務所	諫早職業能力訓練センター
熊本刑務所	熊本職業能力訓練センター
大分刑務所	大分職業能力訓練センター
宮崎刑務所	宮崎職業能力訓練センター
鹿児島刑務所	始良職業能力訓練センター
沖縄刑務所	南城職業能力訓練センター
佐賀少年刑務所	佐賀職業能力訓練センター

